

第1次那珂市総合計画

基本計画（案）

◆章【第1章 市民との協働のまちづくり】

◆施策【1 市民との協働によるまちづくりを推進する】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に実施したアンケート調査によると、市民のまちづくり活動や行政活動への参加状況は、56.0%となっており、参加したことのあるまちづくり活動の内訳を見ると「地域の清掃や美化・緑化」や「スポーツやレクリエーション」、「地域のまつりなどイベント運営」が多くなっています。 ・市民との協働の基礎となる行政情報の提供については、「広報なか」を月1回、「広報なかおしらせ版」を月3回発行しています。また、市のホームページ上でも、市民が求める情報をわかりやすく提供できるよう心がけています。 ・市民の声を市政に反映できるよう、市政懇談会の開催や、市民ボックスの設置を行っています。平成18年度の実績は、市政懇談会が5箇所の開催で176人の参加者、市民ボックスは114件の意見や要望が寄せられました。 ・各区、地域防犯組織、ボランティア連絡協議会、各地区のまちづくり協議会など、様々な分野で協働によるまちづくりが行われつつあります。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政が協働のまちづくりをしていくためには、市民が求める行政情報を的確に提供する必要があります。 ・市民との協働によるまちづくりに向けた仕組みづくりや市民と行政の役割分担など、基本的な方向性を定め、市民と行政が共通理解する必要があります。 ・まちづくりの基盤となるコミュニティやまちづくり活動の主体となる市民活動団体の活性化を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民・行政
意 図	協働してまちづくりに取り組む
目標指標	【まちづくり活動や行政活動に参加している市民の割合】 平成18年度 56.0% 平成22年度 65% 平成24年度 70%
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 情報の収集と提供 (基本事業) ② 広聴機能の充実 (基本事業) ③ 人権啓発活動の充実 (基本事業) ④ 市民活動への支援と啓発 (基本事業) ⑤ 市民との協働の仕組みづくり	
IV. 基本事業ごとの方針	
(情報の収集と提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種統計調査の実施や、住民アンケート調査の実施などにより、行政運営に必要な情報を的確に収集します。 ・広報紙やホームページなどの内容の充実を図ります。また、行政評価結果や各種計画などについても、広く市民に向けて情報を提供します。 ・市民が広報紙をはじめとした行政情報を等しく得られるよう提供方法を見直します。
(広聴機能の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見や要望を把握するため、市政懇談会の開催や市民ボックスの設置、パブリックコメントの実施など広聴機能の充実を図ります。 ・多様な要望や相談に応えるため、相談体制の充実を図ります。

(人権啓発活動の充実)

・「人権の世紀」といわれる現在、一人ひとりの人権が尊重される社会を醸成するため、関係機関と連携し、人権問題の解決とだれもが正しい人権意識を身につけることができるよう、人権啓発・人権教育の推進に取り組みます。

(市民活動への支援と啓発)

・様々な分野におけるまちづくり活動の主体となる市民活動団体の設立や活動を支援します。
・より多くの市民がまちづくり活動に参加できるよう普及啓発を行うとともに、活動の拠点となる施設を整備します。

(市民との協働の仕組みづくり)

・市民との協働によるまちづくりの基盤となるコミュニティの活性化を図るため、自治組織制度を導入します。
・市民との協働によるまちづくりを推進するため、行政組織の強化を図るとともに、まちづくりの基本的な方針を定めた条例などを制定します。

◆章【第1章 市民との協働のまちづくり】

◆施策【2 男女共同参画社会の形成を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化やライフスタイルの多様化などにより、女性の社会進出は進んできており、女性の活動の場は大きく広がっています。 ・平成18年度に実施した男女共同参画意識調査による「男女の家事担当割合」を見ると、ほとんどの項目を主に女性が担当しており、性別や慣習などによる固定的役割分業意識が依然として残っています。 ・男女共同参画社会の実現を図るため、平成19年度に男女共同参画プランを策定しました。 【家事を担当している男女の割合のグラフ】
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる分野に男女が共同で参画できる社会の形成を図る必要があります。 ・職場、家庭及び地域での固定的な性別役割分業意識を解消する必要があります。 ・女性リーダーの育成や確保を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民・事業所
意 図	男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実践する
目標指標	<p>【職場における男女の立場が平等であると答えた市民の割合】</p> <p>平成18年度 22.5% 平成22年度 30% 平成24年度 35%</p> <p>【家庭における男女の立場が平等であると答えた市民の割合】</p> <p>平成18年度 38.0% 平成22年度 45% 平成24年度 50%</p>
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 男女共同参画の推進	
IV. 基本事業ごとの方針	
(男女共同参画の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に策定した男女共同参画プランに基づき、家庭、地域、学校、職場をはじめ、様々な場や機会を通じて男女共同参画意識の啓発や学習活動を推進します。 ・市民、企業、団体などによる自主的な活動や相互の情報交換を支援します。 ・女性の翼などを実施し、幅広い視野を持って活動する女性リーダーを育成します。 ・政策や方針を検討する場である審議会や委員会などへ、女性の参画を促進します。

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【1 災害に強い環境を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、那珂川と久慈川に挟まれた平坦な那珂台地に位置しており、災害は火災が大半です。 ・平成18年の火災発生件数は26件で、人口1万人当たりの出火件数は4.6件となり、県の平均より低い数値で推移しています。 ・消防については、消防本部、東署、西署、消防団は9分団という体制で取り組んでいます。さらに、自主的な団体として、幼年・少年・婦人防火クラブが、それぞれ16・3・6団体組織されています。 ・水害対策については平成10年の那珂川の氾濫以後、堤防の整備などはほぼ完了しています。 ・地震災害については、建物の耐震化が重要となりますが、公共施設の耐震化は51施設中24施設と、50%以下にとどまっています。 ・原子力災害については、平成11年にJCO臨界事故という大きな事故が発生したにもかかわらず、依然として軽微なトラブルが発生しています。 ・現在県内の11事業所と安全協定を結び、立入調査（年間14～15回）、各種報告の聴取など監視活動や原子力防災訓練、通報連絡訓練などを行っています。 ・武力攻撃事態などの時に市民の安全を確保するため、平成18年度に国民保護計画を策定しました。 ・平成17年度に「那珂市自主防災組織活動事業費補助金交付要項」を制定し、自主防災組織の設置及び活動支援を行ってきました。 <p>【火災発生件数の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・長い間大きな災害が発生していないことから、市民の防災に対する意識は比較的低いと思われます。 ・自主防災組織の全市にわたる結成を進め、自らが地域を守るという意識を育てる必要があります。 ・地震災害に対しては、建築物の耐震化などの対策を進めていく必要があります、公共施設の耐震化を進める必要があります。 ・集中豪雨などによる浸水被害をなくすために、排水路を整備する必要があります。 ・原子力災害に対しては、原子力事業者が原子力安全協定を遵守し、事故を起こさないように立入調査などの監視を強化する必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	防災意識が向上し、災害時に連帯感を持って行動する
目標指標	<p>【火災件数】</p> <p>平成18年 26件 平成22年 23件 平成24年 20件</p> <p>【自主防災組織数】</p> <p>平成19年度 1団体 平成22年度 16団体 平成24年度 26団体</p>
III. 施策と基本事業の体系	
	<p>(基本事業) ① 災害の未然防止</p> <p>(基本事業) ② 災害時対応の充実</p>

IV. 基本事業ごとの方針

(災害の未然防止)

- ・ 広報紙などを活用し、市民の防災に対する意識啓発に努めます。
- ・ 自主防災組織の設立や活動を支援します。
- ・ 消防団や幼年・少年・婦人防火クラブ、自主防災組織と連携し、防災を呼びかける地域巡回を強化します。
- ・ 集中豪雨などによる浸水被害を未然に防ぐため、排水路の整備を推進します。
- ・ 公共施設の耐震化を進めます。
- ・ 原子力施設への立ち入り調査を強化するとともに、原子力協定を確実に遵守するよう指導します。
- ・ 原子力に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

(災害時対応の充実)

- ・ 防災行政無線を活用し、迅速、確実な情報伝達に努めます。
- ・ 災害時に迅速かつ安全に避難が出来るよう、避難訓練などを定期的を実施します。また、二次災害を避けるため、ハザードマップの周知に努めます。
- ・ 災害時における迅速な対応と被害の低減を図るため、要援護者名簿の作成や防災資機材の整備を進めます。
- ・ 災害時の被害の拡大を防ぐため、自主防災組織などとの連携を強化します。
- ・ 救急現場に居合わせた人が、状況に応じて適切に応急手当ができるよう、救命講習会を実施します。
- ・ 原子力災害時には、国、県、関係市町村と連携し、迅速に対応します。

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【2 犯罪を防ぐための環境を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年の刑法犯認知件数は、711件となっており、人口当たりで比べると、県平均より低い状況にあります。 平成18年の犯罪の内容は、乗物盗122件、車上狙い94件、その他となっています。 地域の防犯活動の主体となる自警団組織は、平成18年度には71区中34区で設立されています。 消費生活に関するトラブルや被害は依然として多く、架空請求や高齢者を対象とした悪質商法などの相談が増えています。 <p>【犯罪件数の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> 防犯に対する意識を高め、住民一人ひとりが自己防衛する必要があります。 登下校時の子どもの安全などを図るため、地域の防犯力を高める必要があります。 消費生活に関するトラブルについての意識啓発や相談体制の充実を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	犯罪被害に遭わずに安心して暮らせる
目標指標	<p>【刑法犯認知件数】 平成18年 711件 平成22年 601件 平成24年 535件</p> <p>【自警団組織率】 平成18年度47.9% 平成22年度 75% 平成24年度 85%</p>
III. 施策と基本事業の体系	
<p>(基本事業) ① 防犯対策の推進</p> <p>(基本事業) ② 消費者保護対策の推進</p>	
IV. 基本事業ごとの方針	
(防犯対策の推進)	<ul style="list-style-type: none"> 防犯情報の提供などにより、市民の防犯意識の向上を図ります。 警察などの関係機関と連携し、防犯パトロールなどの地域防犯活動の充実を図ります。 自警団の設立や活動を支援し、地域防犯体制の充実を図ります。 通学路や住宅地などへ防犯灯の整備充実を図ります。
(消費者保護対策の推進)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害に遭わないよう、情報提供や啓発活動を推進します。 消費生活センターの設置により、相談体制の充実を図ります。 消費者被害に的確かつ迅速に対応するため、警察や県消費生活センターなどの関係機関と連携を強化します。

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【3 安全な交通環境を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年の交通事故件数は562件で、人口千人当りの交通事故件数は10.29件で県平均7.54件と比較しても非常に多く、事故原因の多くは前方不注意、安全不確認などです。 ・近年、高齢化の進展に伴い、高齢者の事故や、高齢者が事故に巻き込まれるケースが多くなってきています。 ・交通安全教育、交通安全運動の推進や交通安全施設の整備などの交通事故防止対策を推進しています。 <p>【交通事故件数の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故を減らすため、交通安全の意識や交通マナーの向上を図る必要があります。 ・交通事故が発生しにくい交通環境の整備を進める必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民・道路利用者
意 図	交通事故を起こさない・交通事故に遭わない
目標指標	【交通事故件数】 平成18年 562件 平成22年 534件 平成24年 520件
III. 施策と基本事業の体系	
<p>(基本事業) ① 交通安全意識の啓発 (基本事業) ② 交通安全環境の整備・充実</p>	
IV. 基本事業ごとの方針	
(交通安全意識の啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全意識の向上のため、幅広い世代に対して、交通安全教室を開催します。 ・民間交通安全指導隊や交通安全協会などの関係機関との連携し、交通安全運動を実施します。 ・交通安全母の会などの自主的な活動を支援します。
(交通安全環境の整備・充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路標識や歩道などの交通安全施設を効果的に整備し、交通事故の発生しにくい環境づくりに努めます。 ・学校、地域、関係機関などと連携し、児童・生徒の通学時の安全を確保します。

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【4 健康で快適に過ごせる生活環境を保つ】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度における生活環境に関する苦情総件数は、152件となっており、特に野焼きに関する苦情が58件と4割近くを占めています。 ・「那珂市空き地等の適正管理に関する条例」を平成18年度に制定したことにより、空き地の雑草に関する苦情については、土地所有者に対して改善指導、勧告及び改善命令ができるようになりました。 ・河川、ため池、水辺の環境、里山などの自然環境については、保全されていますが、一部で不法投棄が見られます。 ・「ひとと自然がやさしくふれあうまち」を目指し、平成18年度に環境基本計画を策定しました。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の内容が多様化してきており、よりきめ細かい対応が求められています。 ・野焼きや雑草に関する苦情件数の削減を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民・事業所
意 図	生活環境や自然環境に配慮した生活（事業活動）をする
目標指標	【苦情解決割合】 平成18年度 96.0% 平成22年度 98% 平成24年度 98%
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 公害の防止 (基本事業) ② 生活環境の保全	
IV. 基本事業ごとの方針	
(公害の防止)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や市民に対して、公害防止に努めるよう意識啓発を行います。 ・公害を未然に防止するため関係機関と連携し、監視指導体制の強化を図ります。
(生活環境の保全)	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地などの適正管理に関する指導を行いません。 ・野焼きなどの身近な生活環境における問題に対応するため、相談体制の充実を図ります。 ・みどりや生き物と触れ合えるよう、清水洞の上地区の整備など自然環境や自然景観の保全に努めます。 ・自然環境・自然景観保全のための自主的な活動を支援します。

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【5 地球にやさしい循環型社会への転換を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ処理については、大宮地方環境整備組合において、常陸大宮市とともに広域的な処理を行っています。 ・可燃ゴミ排出量は、平成14年度14,400tだったものが、平成18年度には379t増加し14,779tとなっています。 ・資源物回収量は年々増加しています。 ・粗大ゴミの平成18年度の排出量は、2,295tとなっています。 ・不法投棄については、毎年50件程度処理しています。 ・地球温暖化防止のため、ノーマイカーデー、クールビズ、ウォームビズを推進しています。 <p>【可燃ゴミ・不燃ゴミ・粗大ゴミ排出量の推移（グラフ）】 【資源物回収量の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの減量化、資源化、再利用をより一層推進する必要があります。 ・不法投棄の防止を図る必要があります。 ・地球温暖化防止に向けた取り組みを強化する必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民・事業所
意 図	ゴミや二酸化炭素の排出量を減らし、資源を有効活用する
目標指標	【可燃ゴミ排出量(t)】 平成18年度 14,779 平成22年度 14,591 平成24年度 14,496
III. 施策と基本事業の体系	
<p>(基本事業) ① 廃棄物の発生の抑制と適正処理 (基本事業) ② 省エネ・リサイクルの推進 (基本事業) ③ 不法投棄の防止</p>	
IV. 基本事業ごとの方針	
(廃棄物の発生の抑制と適正処理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ減量と分別の徹底を図るため、意識啓発やゴミに関する情報の提供を行います。 ・大宮地方環境整備組合と連携し、ゴミの適正な収集や処理体制を確保します。 ・生ゴミ減量のため、家庭における生ゴミ処理器の購入を支援します。
(省エネ・リサイクルの推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーやクールビズ、ウォームビズを推進します。 ・グリーン購入や低公害車の利用を推進するとともに、市民や事業所への普及啓発を行います。 ・リサイクル率の向上や拡大を図るため、分別の徹底を進めるとともに、資源物の回収範囲の拡大について検討します。 ・学校や生涯学習の場をととして、家庭における省エネルギーについての意識啓発を行います。
(不法投棄の防止)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物不法投棄監視員や関係機関と連携し、不法投棄が行われないよう監視します。 ・一斉清掃などを実施することにより、不法投棄に対する意識啓発を行います。

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【6 利便性の高い交通基盤を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の中央を常磐自動車道が走り、南北に国道6号、118号及び349号の3本の国道が市の骨格を形成しています。 ・市道の総延長は1,154kmで、都市計画街路を含む幹線道路が130km、生活道路が1,024kmとなっています。 ・幹線道路の整備に比べ、生活道路は総延長が長いため整備が遅れています。 ・幹線道路については必要箇所に歩道を設置しており、その他の道路については市街地を中心に通学路などに要望に応じて設置しています。 ・主な公共交通機関は路線バスと水郡線であり、路線バスについては乗客数の減少により路線の廃止が増加しています。 <p>【道路改良率・舗装率の推移（グラフ）】 【JR利用者数の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県道を含めた幹線道路については、早急に整備する必要があります。 ・生活道路については未整備の箇所が多いため、緊急性や必要性を踏まえた上で整備を進める必要があります。 ・歩行者などが安心して通行できる歩道の設置を図る必要があります。 ・高齢者や身体障害のある方など交通弱者の視点で、総合的に公共交通のあり方を見直す必要があります。 ・公共交通機関の利用促進を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	道路利用者・公共交通機関利用者
意 図	安心して道路を通行できる・公共交通機関を便利に利用できる
目標指標	<p>【道路改良率】</p> <p>平成18年度 20.7% 平成22年度 22% 平成24年度 23%</p>
III. 施策と基本事業の体系	
	<p>(基本事業) ① 幹線道路の整備</p> <p>(基本事業) ② 生活道路の整備</p> <p>(基本事業) ③ 市道の適正な維持と管理</p> <p>(基本事業) ④ 公共交通の推進</p>
IV. 基本事業ごとの方針	
(幹線道路の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な道路として、国・県道などの道路整備を促進します。 ①地域高規格道路のルート選定と早期整備を促進します。 ②国道118号バイパス（都市計画道路西木倉・下大賀線）の早期整備と国道349号バイパス（都市計画道路中台・額田線）の4車線化を促進します。 ③常陸那珂地区と市内を結ぶ広域的な幹線道路として、県道菅谷小原内水戸線（都市計画道路菅谷・飯田線）及び県道那珂湊那珂線（都市計画道路豊喰・市毛線）の早期整備を促進します。 ④魅力ある街並みを創出するふれあい街道として、県道瓜連馬渡線（都市計画道路上菅谷下菅谷線）の早期整備を促進します。 ⑤県道常陸那珂港山方線、県道城里那珂線（都市計画道路岩根・飯田線）、県道静常陸大宮線、県道日立笠間線（都市計画道路平野・杉本線）の早期整備を促進します。 ⑥重要幹線道路の県道昇格を促進します。 ・市の骨格となる幹線道路の整備を推進します。 ①魅力あるまちの中核を形成するため、上菅谷駅前広場を含む都市計画道路上菅谷停車場線の整備を進めます。 ②市街地の骨格をなす幹線道路として、都市計画道路菅谷・市毛線及び都市計画道路上宿・大木内線の整備を進めます。 ・歩行者や自転車が安心して移動できるよう歩道などの整備を進めるとともに、高齢者や障害のある方にもやさしいバリアフリー・ユニバーサルデザインによる道路づくりを推進します。

(生活道路の整備)

- ・日常生活を送る上での重要性や緊急性などを踏まえ、地域の協力を得ながら計画的に生活道路の整備を進めます。
- ・通学路などを中心に歩行者に配慮した道路づくりを推進します。

(市道の適正な維持と管理)

- ・安全な交通を確保するため、道路の舗装補修や清掃など適正な維持管理に努めます。
- ・道路愛護の意識啓発を図るため、市民との協働による生活道路の維持管理を推進します。

(公共交通の推進)

- ・公共交通機関の利用促進を図るとともに、事業者と連携し、利用しやすい交通環境の確保に努めます。
- ・市民の利便性に配慮した公共交通体系の実現に向け、公共交通のあり方を見直します。

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【7 調和の取れた土地利用を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の都市計画法に基づく区域区分は昭和46年に決定されました。 ・都市計画法の区域区分（線引き）・用途地域の指定及び農地法などにより、適正な土地利用が図られています。 ・地籍調査については、平成18年度末までに17.31Km²（約18%）が完了しています。 	
(課 題)	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の決定から相当の期間が経過しており、都市計画を見直す必要があります。 ・地籍調査については、今後も積極的に推進する必要があります。 	
II. 施策の方針	
対 象	市民（土地所有者）
意 図	土地を適正に利用する
目標指標	【都市計画法・農地法に基づく勧告件数】 平成18年度 2件 平成22年度 0件 平成24年度 0件
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 土地利用の適正化	
IV. 基本事業ごとの方針	
(土地利用の適正化)	
<ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な開発を避けるため、用途にあった土地利用の指導・助言を行います。 ・土地利用構想に基づき、都市計画の見直しを行います。 ・地籍調査については、今後も積極的に推進します。 	

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【8 魅力ある市街地を形成する】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路などの都市基盤の整備が遅れていることから、まとまりに欠ける市街地が形成されている状況にあります。 ・ 市街地の骨格形成を担う都市計画道路の整備率は、平成18年度末で約60%となっています。 ・ 土地区画整理事業については、竹ノ内地区がほぼ完了し、現在は上菅谷駅前地区を進めています。 ・ 瓜連駅周辺地区、杉原地区及び下菅谷地区において街づくり事業を進めています。 ・ 公園については、宮の池公園、一ノ関溜池親水公園などが憩いの場として利用されています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市基盤を早期に整備することにより、市街地としての成熟度を高める必要があります。 ・ 住民主体による街づくりの機運を高める必要があります。 ・ 利用者の安全面に配慮した公園の適正な維持管理を進める必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市街地・市民
意 図	都市基盤を整備する・快適に暮らす
目標指標	【幹線街路整備率】 平成18年度 60.0% 平成22年度 62% 平成24年度 64%
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 市街地の整備 (基本事業) ② 公園の整備と適正管理	
IV. 基本事業ごとの方針	
(市街地の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の拠点となる中心市街地の形成を図るため、上菅谷駅周辺の整備を進めます。 ・ 良好な住環境の形成を図るため、杉原地区及び下菅谷地区の街づくり事業を推進します。 ・ 地域の特性にあった住み良い街づくりを行うため、住民との協働による街づくりを推進します。
(公園の整備と適正管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災や居住環境に配慮し、地域の特性や利用目的に応じた公園の整備を図ります。 ・ 安全性が保たれるよう公園を適正に管理するとともに、身近な公園については、住民との協働による維持管理を推進します。

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【9 安定的に水道水を供給する】

I. 現状と課題	
(現 状)	
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の水道水は、那珂川、久慈川及び地下水から取水しており、さらに県営水道より受水しています。 ・浄配水施設は順調に稼動していますが、一部の設備などは老朽化が進んでいます。 ・耐久性に問題のある石綿セメント管については、年次計画により更新に努め、平成18年度末の更新率は約66%となっています。 	
(課 題)	
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の進む浄配水施設の整備・更新を進める必要があります。 ・石綿セメント管の早期更新を進める必要があります。 	
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	安全で良質な水を利用する
目標指標	【水道普及率】 平成18年度 98.1% 平成22年度 99% 平成24年度 100%
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 水道水の安定供給	
IV. 基本事業ごとの方針	
(水道水の安定供給)	
<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の安定供給や水質保全のため、配水管の適正管理に努めます。 ・効率的に配水できるよう、配水管を計画的に布設します。 ・浄水関係施設を適正に維持管理するとともに、老朽化した設備の更新を推進します。 ・大切な資源である水を有効に利用するため、節水意識の啓発に努めます。 	

◆章【第2章 安全で快適な住みよいまちづくり】

◆施策【10 適正に生活排水を処理する】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理総合普及率は平成18年度で66.0%となっており、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全が徐々に図られています。その内訳は、公共下水道41.5%、農業集落排水10.1%、合併処理浄化槽14.4%となっています。 下水道普及率は全国・県平均より低く、整備が遅れています。 農業集落排水については、5地区（戸崎地区、西木倉地区、門部地区、神崎額田地区、戸多北部地区）で供用を開始しており、現在鴻巣地区の整備を実施しています。 合併処理浄化槽については、設置費用の一部を補助しています。 <p>【総合普及率の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁の防止を図るためにも、生活排水処理施設を早急に整備する必要があります。 公共下水道や農業集落排水の供用区域にもかかわらず、接続していない世帯が残っています。 公共下水道や農業集落排水の整備には、多額の費用と相当の年月を要します。
II. 施策の方針	
対 象	市内全域の生活排水・市民
意 図	生活排水の浄化を図り、衛生的な生活をする
目標指標	<p>【生活排水処理総合普及率】</p> <p>平成18年度 66.0% 平成22年度 73% 平成24年度 80%</p>
III. 施策と基本事業の体系	
	<p>(基本事業) ① 生活排水施設の整備</p> <p>(基本事業) ② 生活排水施設の維持管理</p> <p>(基本事業) ③ 普及啓発の推進</p>
IV. 基本事業ごとの方針	
(生活排水施設の整備)	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道を計画的に整備します。また、新たな事業認可拡大地区については、全体的な事業の進捗状況を見ながら事業の推進を図ります。 鴻巣地区などの農業集落排水の整備促進を図ります。 合併処理浄化槽の設置費用を補助することにより、設置を促進します。
(生活排水施設の維持管理)	<ul style="list-style-type: none"> 管路、マンホールなどの定期的な点検や補修を行うなど、施設を適正に維持管理します。 負担金及び使用料の適正な賦課徴収に努め、経営の効率化と健全化に努めます。
(普及啓発の推進)	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道、農業集落排水への未接続世帯に対して、早期接続を促進します。 生活排水処理施設の適正な使用についての意識啓発に努めます。

◆章【第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり】

◆施策【1 家庭や地域で支えあう福祉環境を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ボランティア団体の数は、平成19年4月現在50団体で、会員数は3,285人となっています。 ・地域福祉の推進役として、104人の民生委員・児童委員が重要な役割を果たしています。 ・高齢者や障害者など、交通弱者の移動手段の確保のため、福祉循環バスを運行しています。 ・専門家や関係機関との協力により、一人ひとりに合った福祉サービスを提供するための総合的な調整を行っています。 ・平成19年4月現在の生活保護受給者数は164世帯228人となっており、また、低所得者世帯や母子家庭世帯の数も増加しています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の担い手となる人材の育成を図る必要があります。 ・公共施設や道路などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進める必要があります。 ・福祉循環バスの運行形態を見直す必要があります。 ・低所得者世帯などへの自立に向けた支援や相談体制の充実を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	安心して暮らしていける地域社会をつくる
目標指標	【ボランティア活動団体・登録者数】 平成19年度 50団体 3,285人 平成22年度 60団体 3,350人 平成24年度 60団体 3,400人
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業)① 支えあう環境の充実 (基本事業)② 低所得者世帯への支援	
IV. 基本事業ごとの方針	
(支えあう環境の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画を策定し、地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図ります。 ・地域福祉の担い手となる社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会及びNPOなど各種ボランティア団体の活動を支援します。 ・社会福祉協議会などと連携し、地域福祉活動の担い手となる人材を育成します。 ・公共施設や道路などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めます。 ・交通弱者の移動手段の充実を図るため、福祉循環バスのあり方を見直します。 ・地域ケアシステムや高齢者ネットワーク会議などにより、保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化します。 ・高齢者や障害者などがいきいきと暮らすことができるよう、生きがいづくりの場の充実を図ります。 ・認知症高齢者や知的障害者などの権利を擁護するため、成年後見制度や権利擁護事業の周知を図ります。
(低所得者世帯への支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に基づいて、生活扶助費の適正な認定と支給に努めます。 ・生活保護世帯や低所得者世帯に対して、相談体制の充実を図るとともに、自立に向けた就労などを支援します。 ・市営住宅の適正な管理運営により、低所得者世帯の居住の場を確保します。

◆章【第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり】

◆施策【2 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口割合）は、平成19年4月現在22.2%で、全国（21.2%）及び県（20.5%）の水準を若干上回っており、今後団塊の世代が高齢期を迎えるなど、さらに高齢化が進むことが予測されます。 ・介護保険の要介護認定者数や介護保険給付費も増加しています。 ・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。 ・介護保険事業をはじめ、介護を受ける状態にならないよう介護予防や生きがいづくりなどに取り組んでいます。 <p>【高齢者人口（高齢化率）（グラフ）】 【要介護認定者・介護保険給付費推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者一人ひとりに合った保健・医療・福祉などの各種サービスを効果的に提供する必要があります。 ・介護者も高齢化しているため、精神的・身体的負担の軽減を図る必要があります。 ・介護予防や生きがいづくりなど、高齢者が自立した生活を送れるよう支援する必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	高齢者
意 図	自立していきいきと暮らせる
目標指標	【生きがいをもっていると答えた高齢者の割合】 平成18年度 72.8% 平成22年度 80% 平成24年度 90%
III. 施策と基本事業の体系	
<ul style="list-style-type: none"> （基本事業）① 在宅介護の推進 （基本事業）② 介護サービスの充実 （基本事業）③ 介護予防の推進 （基本事業）④ 高齢者の社会参加と生きがいづくり （基本事業）⑤ ひとり暮らし高齢者の安全確保 （基本事業）⑥ 国民年金制度の保持 	
IV. 基本事業ごとの方針	
(在宅介護の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを中心として、在宅介護に関する相談体制の充実を図ります。 ・紙おむつ等購入助成や日常生活用具の給付などにより、在宅介護における経済的負担の軽減を図ります。
(介護サービスの充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の健全な運営と適正な運用に努めます。 ・適切に介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の周知や介護サービス情報の公表などを行います。 ・生活圏域ごとに、需要に応じた介護サービスの確保に努めます。
(介護予防の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室を開催するなど、介護予防に関する意識啓発を行います。 ・高齢者一人ひとりにあった介護予防プログラムを作成するなど、きめ細やかな介護予防に取り組めます。

(高齢者の社会参加と生きがいづくり)

- ・ 教養講座やスポーツ教室などの機会を提供することにより、高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを支援します。
- ・ 高齢者クラブなどの自主的な活動を支援します。
- ・ 高齢者の社会参加や生きがいづくりを促すため、シルバー人材センターを支援します。

(ひとり暮らし高齢者の安全確保)

- ・ 愛の定期便や配食サービスなどにより、ひとり暮らし高齢者の安否確認を行います。
- ・ 緊急通報システムなどにより、ひとり暮らし高齢者の安全の確保に努めます。

(国民年金制度の保持)

- ・ 年金制度の周知と相談体制の充実を図ります。

◆章【第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり】

◆施策【3 障害者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者数は、平成19年4月現在で身体障害者手帳所持者1,578人、知的障害者（療育手帳所持者）277人、精神障害者保健福祉手帳所持者が139人となっています。いずれも増加傾向にあるとともに、高齢化、障害の重度・重複化といった傾向が見られます。 ・ 平成18年度から障害者自立支援法により障害者福祉施策の中心は施設から在宅へ、さらに地域での自立支援へと移行してきています。また、身体・知的・精神障害者への支援制度が一元化されたことにより、障害の種別にかかわらず共通のサービスを受けられるようになりました。 ・ 各種障害福祉制度の周知を図るとともに、市民に障害者への理解を深めてもらうための普及啓発活動を行っています。 <p>【障害者手帳所持者推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者一人ひとりの実情にあった障害福祉サービスの提供や地域での支援体制の充実を図る必要があります。 ・ 障害福祉の担い手であるボランティア団体やNPOなどの育成や活動を支援する必要があります。 ・ 多くの障害者が社会参加できるよう、支援する必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	障害者
意 図	地域社会で自立して暮らせる
目標指標	<p>【在宅で生活している障害者の割合】</p> <p>平成19年度 89.3% 平成22年度 90% 平成24年度 91%</p>
III. 施策と基本事業の体系	
	<p>(基本事業) ① 日常生活支援サービスの充実</p> <p>(基本事業) ② 経済的支援の充実</p> <p>(基本事業) ③ 社会参加への支援</p>
IV. 基本事業ごとの方針	
(日常生活支援サービスの充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に関する相談体制の充実を図ります。 ・ 障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援などの各種サービスを確保します。 ・ 障害福祉サービスの担い手となるNPOなどボランティア団体の活動を支援します。
(経済的支援の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者世帯の経済的負担を軽減するため、在宅心身障害者（児）福祉手当などの各種手当を支給します。 ・ 経済的自立を促すためハローワークと連携し、相談体制の充実を図るとともに、就労の機会の拡大に努めます。
(社会参加への支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の地域社会への参加を促すため、地域の情報を積極的に提供するとともに、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの振興を図ります。 ・ 障害者と健常者との相互理解を深めるため、交流の場の提供や意識啓発を図ります。

◆章【第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり】

◆施策【4 安心して子どもを産み育てられる環境を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・0～11歳の人口は平成17年度の6,075人から平成19年度には5,920人と微減傾向にあります。 ・核家族化などにより、子育てに関する不安や悩みを抱える家庭が増えています。 ・子育てと就労の両立のため、市内には公立保育所が2か所、私立保育園が4園あります。また、幼稚園で預かり保育を、小学校区単位で放課後学童保育を実施しています。 ・平成19年4月に、子育て支援センター「つぼみ」がオープンし、子育て支援の拠点として、多くの市民に利用されています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。 ・子育てに関する相談及び支援体制を強化する必要があります。 ・共働き世帯が増えているため、保育所に入れない乳幼児が出ないようにする必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	子育て世帯
意 図	安心して子どもを産み育てられる
目標指標	<p>【0～11歳人口】</p> <p>平成19年度 5,920人 平成22年度 5,920人 平成24年度 5,920人</p> <p>【合計特殊出生率】</p> <p>平成17年度 1.23 平成22年度 1.32 平成24年度 1.32</p>
III. 施策と基本事業の体系	
<p>(基本事業) ① 子育てと就労の両立支援</p> <p>(基本事業) ② 子育て支援体制の充実</p> <p>(基本事業) ③ 子育ての経済的負担の軽減</p>	
IV. 基本事業ごとの方針	
(子育てと就労の両立支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の保育体制の充実を図るため、幼保一元化施設を整備します。 ・多様なニーズに対応するため、保育サービスの充実に努めます。 ・放課後における児童保育体制の充実を図ります。
(子育て支援体制の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「つぼみ」を拠点として、子育てに関する情報提供・相談窓口、親同士の交流の場などの機能充実を図ります。 ・未就学児の緊急預かり体制の充実や子育てボランティアの育成など、子育てを支援する環境を整えます。 ・児童虐待の早期発見と未然防止のために、地域、家庭、関係機関との連携強化を図るとともに、相談体制の充実に努めます。
(子育ての経済的負担の軽減)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の経済的負担を軽減するために、児童手当や医療費助成の給付を行うとともに、医療費助成対象者を拡大するなど新たな負担軽減策を検討します。 ・母子家庭の経済的な自立を促すために、相談体制の充実に努めます。

◆章【第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり】

◆施策【5 適切な医療が受けられる環境の充実を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、様々な科目の医療機関が開業し、充実されつつあります。 ・休日診療については、市内の医療機関が当番制で祝日及び日曜日の午前中に対応しています。 ・救急医療、高度医療については、水戸及び常陸太田・ひたちなか保健医療圏で対応しています。 ・国民健康保険は、市民の健康維持のために重要な役割を担っています。 ・平成18年度の国民健康保険税収納率は88.7%となっています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・休日当番医制を維持する必要があります。 ・国民健康保険税の収納率向上を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	必要なときに適切な医療が受けられる
目標指標	【必要なときに適切な医療が受けられると思っている市民の割合】 平成18年度 77.3% 平成22年度 79% 平成24年度 80%
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 地域医療体制の充実 (基本事業) ② 国民健康保険制度の安定運営	
IV. 基本事業ごとの方針	
(地域医療体制の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関などに医師の確保を働きかけ、地域医療の充実に努めます。 ・適切な医療が受けられるよう、「かかりつけ医」を持つことの普及啓発に努めます。 ・医師会と連携し、休日でも安心して医療が受けられるよう、休日診療や救急医療体制の確保に努めます。
(国民健康保険制度の安定運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度や、高齢者医療制度の周知を図ります。 ・国民健康保険税の徴収体制を強化するとともに、適正な医療給付を行い、保険制度の安定運営に努めます。

◆章【第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり】

◆施策【6 健康で生きがいをもって暮らせる保健体制の充実を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の基本健康診査希望者の受診者は6,463人で、うち国民健康保険加入の受診者は3,415人です。受診者の92.3%が「要指導」「要医療」となっています。 ・医療制度改革により、平成20年4月から特定健診（特定健康診査・特定保健指導）が始まり、医療保険者が健診や保健指導を行うことが義務化されました。 ・年齢別の健康への取り組み状況をみると、年齢が高くなるほど健康に気をつけている人が多くなる傾向があります。 ・疾病の早期発見や育児不安の解消のため、1歳6カ月児、3歳児健康診査などを行っています。 ・本市では、ポリオ・BCG・三種混合などの予防接種を行っています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が健康診査を受診し、自分の健康状態を知る必要があります。 ・一人ひとりの健康状態に応じた適切な指導を行う必要があります。 ・食生活から健康づくりを進めるため、食育に取り組む必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	自らの健康に留意し、健康な状態を維持する
目標指標	【特定健診受診率】 平成18年度 ー% 平成22年度 49% 平成24年度 65%
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 各種健診と予防事業の推進 (基本事業) ② 健康の保持増進	
IV. 基本事業ごとの方針	
(各種健診と予防事業の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の早期発見や早期治療のため、各種健診の周知を徹底するとともに、健診を受けやすい体制や指導体制の充実を図ります。 ・疾病の蔓延や重症化を防ぐため、予防接種率の向上を図ります。
(健康の保持増進)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育やスポーツなど様々な分野と連携し、各種教室などの充実を図り、市民の健康づくりを推進します。 ・生活習慣病に関する相談体制を強化し、一人ひとりの状況に応じた指導を徹底します。 ・食生活から健康づくりを進めるため、食生活に関する正しい知識の普及など、食育の取り組みを推進します。 ・健康づくりや食生活改善などに取り組む自主活動団体の設立や活動を支援します。

◆章【第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり】

◆施策【1 個性と創造性を育む学校教育の充実を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、幼稚園が市立8園、私立3園、市立小学校が11校、市立中学校が5校、県立高校が2校、私立短期大学が1校あります。 ・幼児・児童・生徒数については、平成19年5月現在で市立幼稚園が430人、小学校が3,152人、中学生が1,654人となっており、減少傾向にあります。 ・いじめや不登校への対策として、教育支援センターの設置や、心の教室相談員の配置などを行っています。 ・きめ細やかな教育を行うため、IT非常勤講師、外国人英語指導助手、障害児学習指導員及び学校図書館司書などを配置しています。 <p>【児童・生徒数の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校問題については、未然防止と適切な対応を図る必要があります。 ・特別な支援を要する子どもたちが、学べる環境を整える必要があります。 ・規範意識を身につけ、豊かな感性・情操などを育む心の教育の充実を図る必要があります。 ・心身共に健康で調和の取れた発達を目指す視点から、より一層食育に取り組む必要があります。 ・良好な教育環境を確保するため、大規模改造や耐震補強を計画的に進める必要があります。 ・幼稚園については、少人数学級・混合学級を解消し、適正規模による集団での教育を確保するため、再編などを行う必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	幼児・児童・生徒
意 図	心身ともに健康で人間性豊かに育つ
目標指標	<p>【不登校などの長期欠席児童・生徒数】</p> <p>平成18年度 78人 平成22年度 40人 平成24年度 20人</p> <p>【体力テストの県平均を上回った児童・生徒の割合】</p> <p>平成18年度 47.2% 平成22年度 70% 平成24年度 80%</p>
III. 施策と基本事業の体系	
<p>(基本事業) ① 教育環境の整備充実</p> <p>(基本事業) ② 相談支援体制の充実</p> <p>(基本事業) ③ 運営指導体制の充実</p>	
IV. 基本事業ごとの方針	
(教育環境の整備充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・児童・生徒の安全を確保するため、教育施設の大規模改造や耐震補強を計画的に行うとともに、教育関連施設・設備の定期的な安全点検を行います。 ・適正規模による集団での教育の確保や、就学前の教育と保育を一体的に進めるため、幼稚園の再編成を進めるとともに、幼保一元化施設を整備します。
(相談支援体制の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒やその保護者が抱える不安や悩みを解消するため、教育支援センターや心の教室相談員などを中心に、相談体制の充実を図ります。

(運営指導体制の充実)

- ・確かな学力を培うため、多様な学習方法・学習形態の導入による教育内容の充実を図るとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。
- ・たくましく生きる児童生徒を育成するため、体育・スポーツ活動を積極的に推進します。
- ・豊かな心を育成するため、体験活動や福祉活動などを推進し、道徳教育の充実を図ります。
- ・児童・生徒の健やかな発育を促すため、学校給食を中心として食育に取り組みます。
- ・教職員の意識改革と指導力向上を図るため、研修の機会や内容の充実に努めます。
- ・地域に開かれた学校を目指すため、学校評議員制度の活用や地域ボランティア活動への参加を促進します。

◆章【第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり】

◆施策【2 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルなどの変化により、生涯学習ニーズは多様化、高度化しています。 ・中央公民館及び各分館、総合センターらぼーる、コミュニティセンターなどにおいて、自主的な生涯学習活動が行われています。また、趣味、教養及び健康づくりなど各種教室・講座などを開催しています。 ・平成18年に開館した市立図書館は、開館からの1年で利用者336,000人、利用登録者数が13,500人と、多くの人に利用されています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化したニーズに対応した学習メニューの充実を図る必要があります。 ・講師などの指導者や、生涯学習の場を確保する必要があります。 ・地域や家庭の教育力の向上を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	自らテーマを持って生涯学習に取り組む
目標指標	【生涯学習施設利用者数】 平成18年度 418,743人 平成22年度 646,000人 平成24年度 673,000人
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 生涯学習環境の整備充実 (基本事業) ② 生涯学習の情報と機会の提供 (基本事業) ③ 芸術文化の振興 (基本事業) ④ 地域や家庭の教育力の向上	
IV. 基本事業ごとの方針	
(生涯学習環境の整備充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターの整備と既存の生涯学習施設の適正管理により、市民が快適に学習に取り組める環境を整えます。 ・市立図書館においては、市民ニーズに対応した資料の充実を図ります。 ・生涯学習施設の機能などを見直し、施設の有効活用を図ります。
(生涯学習の情報と機会の提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な市民ニーズに対応した魅力ある学習内容の提供に努めます。 ・生涯学習に関する情報を提供します。 ・生涯学習の指導者となる人材の育成や発掘を図ります。 ・学習成果を発表する機会の充実を図ります。
(芸術文化の振興)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な文化活動を促すため、各種文化団体の育成と活動を支援します。 ・市民参加型の芸術文化振興イベントを企画します。 ・文化協会の活動を支援します。
(地域や家庭の教育力の向上)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級をはじめとして、親と子が一緒に学べる機会の充実を図ります。 ・PTAや子ども会などによる地域活動の交流をとおして、地域における教育の推進に努めます。

◆章【第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり】

◆施策【3 生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整える】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、笠松運動公園、那珂総合公園、ふれあいの杜公園などのスポーツ施設があります。 ・スポーツに親しむ機会として、各種スポーツ教室や、歩く会、駅伝大会などのスポーツイベントを開催しています。 ・野球やサッカーをはじめとして、25のスポーツ少年団が活動しています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進の視点からも、日頃からスポーツに親しむ人の割合を増やす必要があります。 ・総合型スポーツクラブの設立について、検討する必要があります。 ・各種スポーツの振興を図るため、指導者の育成や確保をする必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	スポーツに親しむ
目標指標	【日頃からスポーツに取り組んでいる市民の割合】 平成17年度 35.7% 平成22年度 40% 平成24年度 45%
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① スポーツ環境の充実 (基本事業) ② 自主活動の育成と支援 (基本事業) ③ 生涯スポーツの情報と機会の提供	
IV. 基本事業ごとの方針	
(スポーツ環境の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の有効活用と適切な管理運営により、市民が快適にスポーツに親しめる環境を整えます。 ・学校体育施設の有効活用を図ります。
(自主活動の育成と支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした総合型スポーツクラブの設立を支援します。 ・自主活動の普及などを担う指導者の育成を図ります。 ・自主活動団体の設立や活動を支援します。 ・体育協会の活動を支援します。
(生涯スポーツの情報と機会の提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する様々な情報を提供します。 ・スポーツ教室や講習会を開催し、市民がスポーツに親しめる環境の充実を図ります。 ・チーム同士の交流や日頃の成果を競う場として、各種スポーツ大会を開催します。

◆章【第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり】

◆施策【4 未来を担う青少年の健全育成を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化や核家族化の進展など、青少年をとりまく環境は大きく変化しています。 ・いじめ、不登校、自殺、家庭内暴力などが社会問題となっています。 ・平成18年度の不良行為少年補導件数は484件となっています。 ・青少年育成那珂市民会議、子ども会、青年会、PTAなどが青少年健全育成の活動を行っています。 <p>【非行少年補導件数の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、学校と連携し、子どもや青少年を育成していく必要があります。 ・子どもたちが社会の一員として参加できる機会を提供する必要があります。 ・少年非行の増加や低年齢化への対策を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	青少年
意 図	心豊かでたくましく育つ
目標指標	<p>【不良行為少年補導件数】 平成18年度 484件 平成22年度 420件 平成24年度 400件</p> <p>【青少年団体（子ども会、高校生会、青年会）会員数】 平成19年度 2,513人 平成22年度 2,500人 平成24年度 2,500人</p>
III. 施策と基本事業の体系	
	<p>(基本事業) ① 地域で育てる体制の充実</p> <p>(基本事業) ② 社会性を養う機会と情報の提供</p>
IV. 基本事業ごとの方針	
(地域で育てる体制の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後や休日における青少年の健全育成や非行防止のため、相談体制の充実を図ります。 ・家庭、地域、学校、関係機関と連携し、地域で青少年を育てる体制の強化を図ります。
(社会性を養う機会と情報の提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年が社会の一員として、社会のルールや多くの学びを体験する機会を提供します。 ・子ども会や高校生会など青少年団体の設立や活動を支援します。 ・様々な関係機関と連携し、青少年の健全育成に関わる情報を提供します。 ・親や家庭が果たす役割の重要性を啓発します。

◆章【第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり】

◆施策【5 貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、絵画や彫刻をはじめとして、国指定4件、県指定26件、市指定48件、計78件の文化財があります。 ・菅谷大助ばやし、劇団たっつあい、門部ひよっこおどりなどの郷土芸能団体が活動しています。 ・大助まつりや額田まつりなどの伝統行事が伝承されています。 ・歴史民俗資料館は、企画展などの開催により、平成18年度には8,615人の入場者があり、市民の歴史資産への関心を高める拠点となっています。 ・歴史資産や伝統文化を映像などで保存する取り組みを行っています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史資産や伝統文化を有効活用し、後世に伝承していく必要があります。 ・郷土芸能などに触れる機会と発表する場を増やす必要があります。 ・市内に残された歴史資産の調査や保護を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	歴史資産・伝統文化
意 図	保護し、後世に伝承する
目標指標	【歴史資産・伝統文化を大切だと思っている市民の割合】 平成18年度 87.4% 平成22年度 90% 平成24年度 90%
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 歴史資産・伝統文化の調査と保護保存 (基本事業) ② 歴史資産・伝統文化の活用と伝承	
IV. 基本事業ごとの方針	
(歴史資産・伝統文化の調査と保護保存)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に残された歴史資産や伝統文化の発掘や調査を行ない、その保護保存に努めます。 ・関係機関と連携し、専門性を備えた人材の育成や確保に努めます。
(歴史資産・伝統文化の活用と伝承)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史民俗資料館の展示内容を充実させるなど、歴史資産や伝統文化を様々な角度から紹介します。 ・歴史資産や伝統文化の映像記録を有効活用します。 ・郷土芸能や伝統行事などを伝承していくための自主的な活動を支援します。

◆章【第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり】

◆施策【6 多様な文化と交流する機会の充実を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で生活する外国人数は、平成19年4月現在218人となっています。 ・アメリカ合衆国テネシー州オークリッジ市と姉妹都市となっており、中学生の交換留学などを行っています。 ・国際交流協会を中心に、外国人と市民との交流の機会の提供や、外国人への情報提供と相談業務を行っています。 ・秋田県横手市と友好都市となっており、伝統文化やスポーツなど、様々な分野での交流が図られつつあります。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人との交流については、幅広い世代の参加を促進する必要があります。 ・国際交流、都市間交流については、自主的な交流を促進する必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	多様な文化に触れ、見聞を広げる・外国人が安心して暮らす
目標指標	【国際交流活動・友好都市交流活動参加者数】 平成18年度 670人 平成22年度 770人 平成24年度 780人
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 国際交流の推進 (基本事業) ② 友好都市交流の推進	
IV. 基本事業ごとの方針	
(国際交流の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・オークリッジ市との交流により、国際感覚を養うことができる機会の提供に努めます。 ・幅広い世代の市民と外国人が交流する機会の充実を図ります。 ・外国人への情報提供や相談体制の充実を図り、外国人が生活しやすい環境づくりを進めます。 ・国際交流協会の活動を支援します。
(友好都市交流の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県横手市との交流により、異なった風土や文化、生活習慣に触れてもらう機会の提供に努めます。 ・市民による自主的な交流を支援します。

◆章【第5章 活力があり賑わいのあるまちづくり】

◆施策【1 活力ある農業の振興を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・安価な輸入野菜の増による農産物価格の低落や、国産農産物の消費量の低下がみられます。 ・那珂川と久慈川に挟まれた平坦で肥沃な土地に恵まれており、農業は市の基幹産業となっています。平成17年度の農地面積は4,326haとなっていますが、耕作放棄地は451haと増加傾向にあります。 ・農家戸数は平成17年度で3,280戸となっており、農業従事者の高齢化や後継者の不足などにより減少しています。 ・農業産出額は、平成16年度は526千万円、平成17年度は487千万円と減少傾向にあります。 ・農業生産性の向上を図るため、農道やかんがい排水などの生産基盤の整備を行っています。 ・担い手の育成や農地の集積を図るため、認定農業者や農地の借り手への支援を行っています。 <p>【農業産出額の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者や担い手の育成や確保を図る必要があります。 ・経営規模の拡大と生産性の向上のため、生産基盤の整備や農地の集積を図る必要があります。 ・地域ブランドの創出や販路の拡大を図る必要があります。 ・小規模農家の生産意欲の向上を図るため、地産地消の拡大に取り組む必要があります
II. 施策の方針	
対 象	農家
意 図	生産意欲をもって農業に従事する
目標指標	<p>【農業産出額】</p> <p>平成17年度 487千万円 平成22年度 487千万円 平成24年度 487千万円</p> <p>【認定農業者数】</p> <p>平成18年度 76人 平成22年度 80人 平成24年度 85人</p>
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 生産基盤の整備 (基本事業) ② 担い手の育成 (基本事業) ③ 経営の安定化 (基本事業) ④ 農地の適正管理	
IV. 基本事業ごとの方針	
(生産基盤の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な農業経営や生産性向上のため、用排水路や農道などの生産基盤の整備を図ります。 ・ほ場の大区画化など農地の集積による土地利用の高度化を推進します。 ・農業用水機場や用排水路などの土地改良施設の維持管理を支援します。
(担い手の育成)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成や確保のため、認定農業者を支援します。 ・農業後継者や新規就農者を育成するため、農業技術の習得などの取り組みを支援します。

(経営の安定化)

- ・ 営農情報の提供や技術講習会などを開催することにより、作物の生産性と品質の向上、農作業の効率化を図ります。
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を図るため、地域営農活動組織の設立や活動を支援します。
- ・ 市の農業の魅力を高めるため、地域ブランドなどの創出を図ります。
- ・ 化学肥料や農薬を減らした安心安全な農産物の生産を推奨します。
- ・ 農家の生産意欲を高めるため、農産物直売所の活用や学校給食への地元野菜の採用を拡大するなど地産地消の強化に努めます。
- ・ 首都圏に近く交通利便性が高いという地理的優位性を生かし、販路の拡大を図ります。

(農地の適正管理)

- ・ 農地を無秩序な開発から保護するとともに、効率的かつ効果的に利用されるよう努めます。
- ・ 耕作放棄地などの環境保全対策として、ヘアリーベッチなどの普及を促進するとともに、適正管理に関する指導を行います。

◆章【第5章 活力があり賑わいのあるまちづくり】

◆施策【2 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化などに伴い、国道349号バイパス沿線などに見られる郊外型店舗が商業の主流となっています。 ・商店数（卸売・小売業）と従業員数は平成16年度で554店舗、3,486人となっており、減少傾向にあります。 ・日本原子力研究開発機構那珂核融合研究所や、那珂西部工業団地を中心にハイテク産業などの優良企業が立地しています。 ・製造事業所数と従業員数は平成17年度で94事業所、2,652人となっています。 ・商工業経営者や従事者の高齢化や後継者不足が問題となっています。 ・新規に進出する事業所や事業を拡張する事業所に対する固定資産税の優遇措置を設けています。 <p>【商品販売額の推移（グラフ）】 【製造品出荷額の推移（グラフ）】 ※事業所数は従業者数4人以上の事業所数（製造事業所）</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設立地を促すため、都市基盤整備を進める必要があります。 ・JR上菅谷駅周辺地域などへ、新規商業施設の立地を促進する必要があります。 ・既存の商業者がそれぞれに特色を出し、活性化が図られるよう支援する必要があります。 ・那珂西部工業団地や向山工業団地などの未利用地に優良企業の誘致を進める必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民・商工業事業所
意 図	雇用の場が確保される・健全な経営がなされる
目標指標	<p>【商品販売額】 平成16年度 734億円 平成22年度 779億円 平成24年度 795億円</p> <p>【製造品出荷額】 平成17年度 733億円 平成22年度 770億円 平成24年度 786億円</p>
III. 施策と基本事業の体系	
	(基本事業) ① 商業の振興 (基本事業) ② 工業の振興 (基本事業) ③ 雇用対策の推進
IV. 基本事業ごとの方針	
(商業の振興)	<ul style="list-style-type: none"> ・商業振興計画を策定し、地域の特徴を活かした商業の振興を図ります。 ・魅力ある商店街の形成を図り、賑わいの場を確保するため、上菅谷駅周辺などへの新規商業施設の立地を促進します。 ・地域資源を活用した商品開発を支援します。 ・経営の安定化や後継者不足に対応するため、商工会などと連携し、経営指導や融資制度の充実、人材の育成を図ります。 ・時代のニーズに対応した商業の活性化を図るため、商工会の活動を支援します。

(工業の振興)

- ・工業振興計画を策定し、地域の特徴を活かした工業の振興を図ります。
- ・常陸那珂港に近接し、常磐自動車道那珂ICを有する高い利便性を活かし、那珂西部工業団地などへの優良企業の誘致を推進します。
- ・経営の安定化や後継者不足に対応するため、商工会などと連携し、経営指導や融資制度の充実、人材の育成を図ります。

(雇用対策の推進)

- ・就業の機会を増やすため、いばらき就業支援センターなど関係機関と連携し、就業情報の提供や相談会を開催します。
- ・関係機関との連携し、商工業事業所の新規立地を促進するなど、雇用の場の創出に努めます。

◆章【第5章 活力があり賑わいのあるまちづくり】

◆施策【3 地域資源を活かした観光の振興を図る】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静峰ふるさと公園、茨城県植物園及び県民の森など、自然と触れ合うことのできる観光施設があります。 ・ 一ノ関ため池や古徳沼など、白鳥の飛来する池や沼があり、冬には多くの観光客が訪れています。 ・ 市内には、神社33社、寺院15寺があり、多くの観光客が訪れています。 ・ 市の花ひまわりを活用した「なかひまわりフェスティバル」や日本のさくら名所100選に選ばれた静峰ふるさと公園の「八重桜まつり」などの観光イベントを開催しています。 ・ 地域に根ざした伝統的なお祭りなども各地域で行われています。 ・ 共通のテーマで市内の観光資源を巡回できる4つの市内観光ルートを設定しています。(旧宿場歴史散策の道、白鳥に会える曲がり屋への道、うりづらロマンロード、鳥のさえづりと森林浴の道)
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ さらなる観光資源の発掘と活用を図る必要があります。 ・ 市内観光ルートなどの観光情報を広く周知する必要があります。 ・ 観光客の受け入れ体制を強化する必要があります。 ・ 周辺市町村と連携し、広域的な観光振興を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	観光客
意 図	那珂市を訪れる
目標指標	【観光入込者数】 平成18年度 277千人 平成22年度 300千人 平成24年度 320千人
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 観光イベントの開催 (基本事業) ② 観光資源の発掘と活用 (基本事業) ③ 観光資源のPR活動の推進	
IV. 基本事業ごとの方針	
(観光イベントの開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の魅力を市内外に伝えるため、「ひまわりフェスティバル」、「八重桜まつり」などの観光イベントを開催します。 ・ 周辺市町村と連携し、広域的な観光イベントを開催します。 ・ 地域に根ざした伝統的なお祭りなどの開催を支援します。
(観光資源の発掘と活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光振興計画を策定し、地域の特徴を活かした観光の振興を図ります。 ・ 市内観光ルートの周知や広域的な観光ルートを設定し、観光資源の有効活用を図ります。 ・ 神社仏閣などの観光資源の活用や、潜在的な観光資源の掘り起こしを図ります。
(観光資源のPR活動の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光ガイドブックやホームページなどを活用し、市内観光ルートなどの観光情報を広く周知します。 ・ 観光客の受け入れ体制強化のため、観光ボランティアの育成や活動を支援します。 ・ 観光案内標識の設置、市外へのパンフレットの配付など、観光協会と連携し、観光PR活動を推進します。 ・ 那珂ふるさと大使をとおして、市の魅力を全国にPRします。 ・ 県フィルムコミッションと連携し、映画やドラマなどのロケを誘致します。

◆章【第6章 行財政運営の効率化による自立したまちづくり】

◆施策【1 効果的・効率的な行政運営を行う】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権の進展や市民ニーズの多様化により、市町村の事務は拡大しています。 ・行政サービスに対する市民の満足度は、平成18年度の市民アンケートでは45.5%となっています。満足度が低い要因としては、「下水道をはじめとした生活基盤の整備が不十分」、「まちの魅力に乏しく、特徴が無い」、「どのような行政サービスがあるか分からない」などとなっています。 ・平成19年4月1日時点での職員数は511人で、職員一人当たりの人口は県内44市町村中13位と比較的高い水準となっています。 ・行政改革大綱を策定し、行財政運営の効率化を進めています。 ・平成19年度に、新たな行政課題や多様化する市民の行政ニーズに対応するため、組織の見直しを行いました。 ・行政評価システムを導入し、事務事業の改革改善などを行っています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革の推進や行政評価の確立などにより、施策や事務事業の改革改善を行う必要があります。 ・政策形成能力や専門性を備えた職員の育成を図る必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市（行政）
意 図	効果的、効率的に行政サービスを提供する
目標指標	【行政サービスに対する市民の満足度】 平成18年度 45.5% 平成22年度 70% 平成24年度 80%
III. 施策と基本事業の体系	
	<ul style="list-style-type: none"> (基本事業) ① 行政改革・行政評価の推進 (基本事業) ② 職員の育成と適正配置 (基本事業) ③ 広域行政の推進 (基本事業) ④ 計画行政の推進 (基本事業) ⑤ 事務の効率化 (基本事業) ⑥ 投票率の向上と政治倫理の確立
IV. 基本事業ごとの方針	
(行政改革・行政評価の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱に定めた目標を達成するため、行政改革を積極的に推進します。 ・行政評価結果に基づき施策や事務事業の改革改善を行うとともに、予算編成などへの活用を図ります。 ・事務事業の外部評価を実施するとともに、行政評価結果を公表します。
(職員の育成と適正配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な職員研修を実施し、職員の能力向上を図ります。 ・定員適正化計画に基づき、適正な人員配置と定員管理を行います。 ・職員の意欲を高め、能力を最大限に活用するため、人事評価制度を導入します。 ・市民の情報を守るため、職員のセキュリティ意識の徹底を図ります。

(広域行政の推進)

- ・自治体が抱える共通課題の解決を図るため、水戸地方広域市町村圏協議会をはじめとした近隣市町村との連携を強化します。
- ・消防業務をはじめとして、新たな業務の広域化についても検討を進めます。

(計画行政の推進)

- ・総合計画に基づき、各種計画の策定や見直しを行い、計画的に行政運営を進めます。
- ・総合計画の目標達成度などの進行管理を行い、その結果を公表します。

(事務の効率化)

- ・行政組織の見直しや事務の電算化により、事務の一層の効率化を図ります。
- ・指定管理者制度の活用により、市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。

(投票率の向上と政治倫理の確立)

- ・市民への選挙啓発を積極的に行うことにより、投票率アップを図ります。
- ・公正で民主的な市制発展のため、政治倫理条例の適正な運用に努めます。

◆章【第6章 行財政運営の効率化による自立したまちづくり】

◆施策【2 健全な財政運営を行う】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の財政状況は、平成18年度末時点で、経常収支比率が90.2%、一般会計の市債残高が約188億円、基金残高が約44億円となっています。 ・歳入は、国からの税源移譲や定率減税の廃止などに伴い、税収は増加しているものの、地方交付税は減少傾向が続いています。 ・歳出は、扶助費や公債費などの義務的経費の増大に加え、公共施設の管理経費や特別会計に対する繰出金も増加しています。 <p>【経常収支比率の推移（グラフ）】 【市税徴収率の推移（グラフ）】</p>
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税、固定資産税、国民健康保険税などの徴収率を向上させる必要があります。 ・自主財源の確保や行政経費の節減合理化などが急務となっています。 ・公共施設の老朽化に伴う修繕や耐震補強をする必要があります。 ・補助金のあり方について、再検討する必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市（財政）
意 図	自主財源を確保し、収支バランスのとれた健全な状態にする
目標指標	<p>【経常収支比率】</p> <p>平成18年度 90.2% 平成22年度 86% 平成24年度 84%</p>
III. 施策と基本事業の体系	
	<p>(基本事業) ① 財源の確保</p> <p>(基本事業) ② 財政運営の効率化</p> <p>(基本事業) ③ 公有財産の適正管理と有効活用</p>
IV. 基本事業ごとの方針	
(財源の確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税意識の向上や多様な納税手段の推進により、自主納付率の向上を図ります。 ・財産調査・差押さえなどの滞納整理事務を強化し、市税などの徴収率の向上を図ります。 ・使用料・手数料は、管理運営費の推移や類似施設との均衡を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 ・優良企業の誘致や有料広告の拡大などにより、自主財源の確保に努めます。
(財政運営の効率化)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価結果に基づき、施策や事務事業の優先度を精査し、予算の有効配分を行います。 ・将来に負担を残さないよう、市債の発行を抑制します。 ・補助金の公平性や透明性の向上を図るため、補助金等審査会に外部委員を登用します。
(公有財産の適正管理と有効活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・市有地や公共施設の適正管理と有効活用に努め、活用の見込めない市有地については、売却などを進めます。 ・修繕が必要な公共施設は、緊急性や必要性を考慮し計画的に改修を進めます。

◆章【第6章 行財政運営の効率化による自立したまちづくり】

◆施策【3 多様な行政サービスを提供する】

I. 現状と課題	
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週木曜日に、午後7時30分まで窓口時間を延長しています。 ・平成18年度の市民アンケートによると、窓口業務は「充実している」が12.5%、「どちらかといえど充実している」が43.2%となっています。 ・様々な不安や悩み事に対応するため、専門家による各種相談業務を行っています。
(課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービスなどの利便性の向上を図る必要があります。 ・多様化する市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスを提供する必要があります。
II. 施策の方針	
対 象	市民
意 図	必要なサービスを迅速に受けることができる
目標指標	【窓口サービス利用者の満足度】 平成18年度 55.7% 平成22年度 65% 平成24年度 70%
III. 施策と基本事業の体系	
(基本事業) ① 窓口業務の適正執行 (基本事業) ② より便利な行政サービスの構築	
IV. 基本事業ごとの方針	
(窓口業務の適正執行)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスを迅速に提供するため、フロアマネージャーの導入を検討します。 ・窓口の混雑緩和のため、受付システムや自動交付機などの機器の導入を検討します。
(より便利な行政サービスの構築)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズを的確に把握し、新たな行政サービスについて、調査や研究を行います。 ・住民基本台帳カードの普及や電子申請による行政手続きの範囲拡大に努めます。